

明治期大阪における機械金属系工業の展開過程

——大阪器械鋳物製造同業組合設立・解散関係文書の分析から——

中 島 茂

1. はじめに

筆者はこれまで中小企業の地域的集積による工業地域の形成過程に関心を持ち、近代期日本の工業化を、中小零細工場の簇出、展開をになった工場主層の輩出基盤の解明という視点から研究を行ってきた。明治大正期大阪府泉北郡における綿織物工業地域の形成（中島2001a）や同時期の愛知県尾西地方における絹綿交織物から毛織物工業への転換をになった中小工場主層の特性分析（中島2019a、2019b）は、まさに中小織物工場の展開という農村工業近代化を象徴する研究事例であった。

他方で、わが国大都市地域の代表的製造業である機械金属系工業についても、近代期大阪を対象としながら、当時の工場分類でいう「機械器具工場」の地域的展開と（中島2001b、2010）、その工場主層に対する既成の間屋制家内工業的職人集団との系譜的な関係性について検討を行ってきた（中島2017、2022）。そこでは、昭和初期に出版された『明治大正大阪市史』の作成のために収集された一連の文書資料類『大阪市史編纂資料』¹⁾の中から「重要物産同業組合設立関係文書」を抽出し、金属系工業についてその業者集団と『工場通覧』等の個別工場一覧に記載をみる工場主との照合を行うことで、近代的工場生産の担い手層がいかなる人々であったのかの解明を目指してきた。

本稿での検討課題は、そうした研究の一環として大阪器械鋳物製造同業組合を取り上げ、同組合に関連する一連の行政文書の分析から、戦後日本の大都市地域における機械金属系中小工業展開の萌芽とも言える明治晩期の中小機械器具工場展開と同組合との関係性について、新しい知見を提示することにある。戦前期大阪の機械工業発展については、沢井（2013）による詳細な研究があ

る。この同業組合および当時の機械鋳物製造業に関しても、すでに松田学士による研究成果があり（松田2000、2002）、戦前期のわが国銃鉄機械鋳物業の展開や技術水準についても市川（1960a、b）の研究に詳しい。本稿はそれら成果を活かしつつも、明治期における銃鉄機械鋳物業の地域的集積と技術基盤のあり方、そして、当該業種の事業者の特性について検討を加えたい。

大阪器械鋳物製造同業組合は後述するように、1905（明治38）年に設立認可された重要物産同業組合であるが、銃鉄機械鋳物業を製造する同業者が設立したもので、わずか4年後の1909（明治42）年に農商務省による解散命令を受けて解散している。同組合の設立認可申請から解散に至る間の組合定款、組合加盟同意者名簿、加入不同意者への対応をめぐる行政文書、解散命令の発令に至る同業組合と大阪府庁、農商務省担当者間で交わされた文書類、解散年次の組合員名簿などが上記『大阪市史編纂資料』に綴じ込まれている²⁾。これらの資料の分析を通して、短命に終わった同組合および組合員の動向や特性、重要物産同業組合のあり方を検討し、問屋制家内工業の事業者の地域的集積から中小機械器具工場主による工場制生産の地域的集積への転換の様相を、大阪の機械鋳物工業の事例から明らかにする。

上記課題の検討に先立って、以下ではまず、大阪器械鋳物製造同業組合の同業者が直接生産に関わる鉄製品工業を軸に、明治期大阪市における機械金属系工業の生産状況を主として『大阪市統計書』によりながらみていこう。明治期大阪における機械金属系工業については、すでに別稿でも触れているように（中島2001b、2010、2017）、沢井（1999）などによって詳しい分析がなされているが、改めて大阪工業の相対的な位置づけと地域的特性をみておこう。

2. 統計資料からみる明治期大阪の機械器具工場

(1) 『工場統計表』にみる機械器具工場の地域特性

明治期の産業統計については、『農商務統計表』が代表的なもので、各府県で出される『府県統計書』の産業統計も「農商務統計様式」に基づいている。これは製糸、紡績、織物、飲食物などに関しては詳細な統計項目がみられるが、機械器具や化学など、大都市や一部の地域に限定される業種の統計数値は

十分には捕捉されていない。日本全国の工業生産状況を総合的に把握する工業統計は、1909年に始まる『工場統計表』を俟たなくてはならなかった。同年の工場統計表によれば、職工数5人以上の工場数は全国で32,228工場、職工数は800,637人、生産額は7億9,643万円で、部門別では染織工場部門が工場数、職工数、生産額のそれぞれ45.8%、60.8%、49.4%を占めて他の機械器具工場、化学工場、飲食物工場、雑工場、特別工場（電気業・瓦斯業・金属精煉業）を圧倒していた。本稿で対象とする機械器具工場部門は、各項目で7.8%、8.0%、8.3%を占めるに過ぎず、化学、飲食物、雑に次ぐ低順位であった。

その機械器具工場について、工場数、職工数、生産額の各上位5府県を提示した第1表をみると、各項目とも東京府が1位、大阪府が2位を占め、兵庫県が工場数4位、他項目は3位となって、このほか、工場数では愛知県、京都府、職工数では長崎県、神奈川県、生産額では長崎県、栃木県が上位に並んでいる。愛知、京都は小規模工場の多さ、長崎、神奈川は大規模造船所の存在、栃木は足尾銅山を基盤とする金属品（銅線）生産の大きさが反映したものである。全体としてみれば、東京、大阪、兵庫の3府県に機械器具工場部門の生産の過半が集中しており、同工業が大都市を基盤とする工業であったことがわかる。

第1表 工場統計表にみる主要府県別機械器具工場（1909年）

府 県	工場数	府 県	職工数	府 県	生産額
全 国	2,526	全 国	63,821	全 国	6,579
5 県計	64.9	5 県計	70.3	5 県計	77.7
東 京	31.7	東 京	27.0	東 京	23.8
大 阪	17.1	大 阪	19.4	大 阪	22.9
愛 知	6.2	兵 庫	9.6	兵 庫	16.9
兵 庫	5.7	長 崎	9.1	長 崎	8.1
京 都	4.2	神奈川	5.2	栃 木	6.0

注) 各項目の上位5府県の対全国比(%)を記載。全国は実数値で、生産額の単位は(万円)。

資料) 『工場統計表』(明治42年)より

さらに機械器具工場部門を構成する機械製造業、船舶車両製造業、器具製造業、金属品製造業の4業種別に東京、大阪両府の特性差をみると、生産額でみ

たこの4業種の業種構成は、東京府が機械製造業45.3%、大阪府が金属品製造業58.9%とそれぞれ最大業種となっており、前者が機械製造に、後者が金属品製造に大きく特化していることがわかる。こうした両都市の機械金属系工業の業種特性はその後長く続き、今日にまで受け継がれている特性である。

(2) 『大阪市統計書』にみる大阪市の鉄製品工業

上記『工場統計表』は、地域単位とすれば府県別にとどまり、郡市別まで下りるためには『府県統計書』を利用しなければならないが、これは上述のように「農商務統計様式」に基づくため、機械金属系工業の捕捉が不十分である。そこでここでは1901（明治34）年に第1回が刊行される『大阪市統計書』³⁾によりながら、とくに鉄製品工業を軸にして明治後期の大阪市における機械器具工場部門の生産状況をみておこう。

前稿ですでに指摘したように（中島2017）、明治後期における大阪市の工業生産は染織工業と機械金属系工業が2大部門をなし、機械金属系の中では銅や黄銅を中心とする金属製錬が生産額の過半を占める状況にあった。これは江戸期以来の住友など、製銅業がこの時期なお大きな比重を占めていたことを反映している。金属製錬以外では鉄製品、非鉄金属製品、船舶及船具、車両などが主たる業種構成をなし、なかでも鉄製品が主体であった。1899（明治32）年～1912（大正1）年の鉄製品工業を、工場数、執業人員、製造価額からみると（第2表）、工場数はこの間に400前後から1,000前後までの増加で、全工業や機械金属系全体と比べても、それほど大きな伸びはみられない。執業人員では機械金属系全体が全工業よりも大きく伸びる中、鉄製品も4,000人前後から8,000人前後へと機械金属全体に近い伸びである。これに対して、製造価額では同じ間に200万円前後から1,700万円前後へと大きく増加しており、全工業の3.66倍、機械金属系全体の6.24倍に対して、8.74倍という伸び方であった。これは金属製錬を除けば、ほぼ全期間を通じて機械金属系工業の中で鉄製品工業での原動機使用工場比率の高さが反映していると考えられる（ただし、1工場当たり平均原動機数、平均公称馬力数は他業種よりも小さい⁴⁾）。つまり、明治末に向かう10年間に鉄製品工場で動力化した作業機を使用する小規模工

場が急速に増加し始めたことが、当該業種の高い生産性の伸びに繋がっているとみられる。

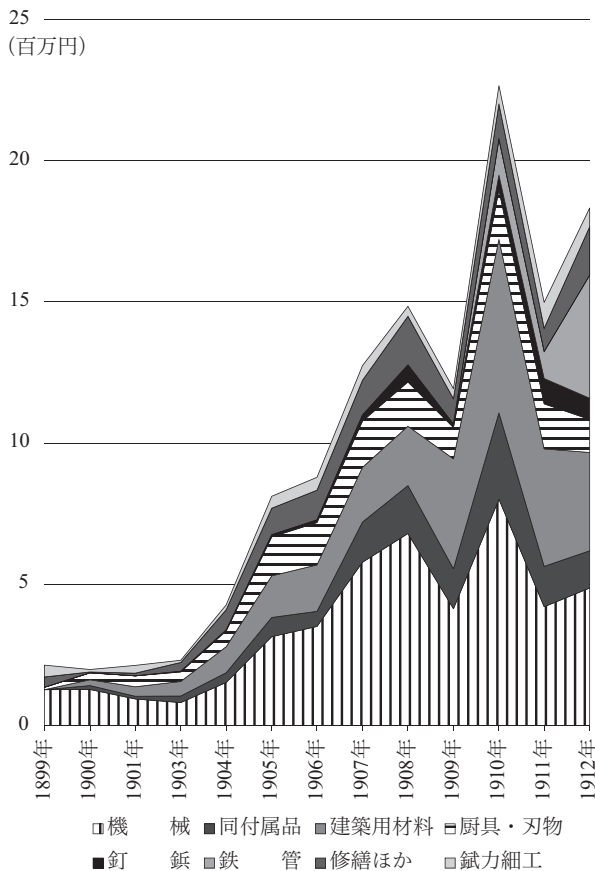
第2表 明治期大阪市の鉄製品工業

	工場数			執業人員 (人)			製造価額 (万円)		
	全工業	機械器具	鉄製品	全工業	機械器具	鉄製品	全工業	機械器具	鉄製品
1899年	2,863	619	404	47,277	8,181	3,840	5,635	923	213
1900年	2,974	698	322	47,400	10,709	5,384	5,067	1,076	189
1901年	2,887	952	570	46,911	10,698	3,856	5,649	1,186	213
1903年	4,283	779	474	55,647	10,695	6,303	7,351	1,258	231
1904年	5,099	902	508	60,670	12,445	3,678	9,838	2,279	427
1905年	5,096	921	531	68,021	13,915	3,856	15,449	4,803	811
1906年	5,564	973	546	78,253	14,989	4,173	17,898	5,545	878
1907年	6,345	1,118	662	70,615	15,948	5,690	19,305	5,497	1,273
1908年	6,511	1,273	804	69,926	15,598	6,578	19,451	5,279	1,484
1909年	6,415	1,069	570	64,472	13,032	5,278	19,182	5,356	1,192
1910年	…	1,334	691	…	16,300	8,217	…	7,260	2,198
1911年	8,825	1,820	880	68,521	17,264	6,221	20,631	6,647	1,407
1912年	9,102	1,945	1,004	73,605	19,655	8,367	19,969	5,975	1,766
00-11年	2.79	2.25	1.99	1.46	1.80	1.74	3.66	6.24	8.74
	人員/工場当 (人)			価額/工場当 (円)			価額/人員当 (円)		
1901年	16.2	11.2	6.8	19,568	12,454	3,729	1,204	1,108	551
1911年	7.8	9.5	7.1	23,378	36,523	15,985	3,011	3,850	2,261

注) …はデータなし。00-11年欄は00年前後3年平均値と11年前後3年平均値の伸び率(倍)。
資料) 各年の『大阪市統計書』より作成(1902年値の統計書は刊行なし)。

次に鉄製品製造価額をその種類別に分けてみると(第1図)⁵⁾、1899年～1912年の間に全体として製造価額が伸びを示す中で、製造品目(業種)の多様性が拡大している様子がわかる。そうした中で機械および同付属品製造が鉄製品全体の中での比率を低下させながらも、最大部門を維持し、これに建築用材料が次ぎ、明治末頃になって鉄管(鑄鉄管)が急速に生産を拡大している状況をグラフから読み取ることができる。全体としての製造価額は1904年頃から急拡大しており、日露戦争の影響を想起させるが、紡績業や力織機を用いた織布業の発展拡大、物資輸送の増加に伴う船舶車両数の増加、各種製造業部門の成長に伴う原動機や産業用機械、工作機械(およびそれらの部品類)等の需要拡大が、こうした機械関連業種の製造価額を増大させているとみられる。さ

らにこうした工業化や全国の拠点都市の成長が建築用材料の増加のみならず、都市部での上水道整備事業と結び付き、水道管需要が急速に拡大し始めていることが、鑄鉄管製造価額の急増に反映しているとみられる。



資料) 各年の『大阪市統計書』より作成。

第1図 明治期大阪市の鉄製品種類別製造価額推移

これら鉄製品工業の大阪市内での地域的展開について、ここでは1901年と1911(明治44)年を取り上げ、この10年間の工場数、執業人員、製造価額を東西南北の4行政区別にみてもみよう(第3表)⁶⁾。鉄製品工場は4区にほぼ万遍なく所在し、この10年間では東区での増加が目につくが、執業人員ではむ

しる東区の占める比率は低下し、西区や北区での増加が目立っている。とくに北区ではこの間に執業人員が2倍以上に増加して、規模の大きな工場の増加が認められる。この間の1工場当たり平均職工数は東区で8.9人から3.9人へ非常に小規模化したのに対して、他の3区ではいずれも増加し、西区では6.8人から10.7人へ規模拡大が進んでいる。製造価額では東区で1.9倍の増加にとどまるのに対して、北区では9.9倍、南区では12.4倍の増加と、区ごとの動向の相違が顕著にみられる。

第3表 明治期大阪市の行政区別鉄製品工業

区 別	年 次	工場数		執業人員 (人)			製造価額 (千円)		
		機械器具	鉄製品	機械器具	鉄製品	平均規模	機械器具	鉄製品	伸び率
大阪市計	1901年	952	570	10,698	3,856	6.8	11,856	2,126	6.62
	1911年	1,820	880	17,264	6,221	7.1	66,471	14,066	
西 区	1901年	261	158	4,501	1,075	6.8	2,802	747	6.40
	1911年	423	182	7,949	1,946	10.7	17,366	4,781	
南 区	1901年	311	184	1,692	988	5.4	1,708	332	12.44
	1911年	465	197	2,956	1,365	6.9	11,576	4,126	
東 区	1901年	186	105	1,820	930	8.9	1,522	653	1.90
	1911年	494	283	1,898	1,090	3.9	3,188	1,244	
北 区	1901年	194	123	2,685	863	7.0	5,824	394	9.94
	1911年	438	218	4,461	1,820	8.3	34,338	3,916	

注) 平均規模は1工場当たり平均執業人員、伸び率は名目値(倍)。

資料) 各年の『大阪市統計書』より作成。

そこで鉄製品の種類別製造価額を1911年の数値でみると(第4表)、西区では機械と同付属品が合わせて40.3%を占め、これに建築用材料の30.3%と鉄管の11.4%が大きな割合を占めている。この鉄管は大手造船所の大阪鉄工所(後の日立造船)や紀野吉鉄工所(後の栗本鐵工所)が製造を手がけるものである。南区では建築用材料のみで44%を占め、これに厨具の12.3%、鉄管の8.7%が次いでいる。厨具は南区と北区でほぼ製造を二分しており、鉄管はその後鉄管専業となる久保田鉄工所による鑄鉄管工場の開設によっている。また、東区では機械と同付属品が合わせて41.5%を占めるほか、室具や他区では少ない医療機械が比較的多く、器具類を製作する小工場の多さを想起させる。北区は機械のみで48.2%を占め、同付属品を合わせると57.2%に達して、機械製造の存

在が大きいほか、建築用材料、厨具、針金及金網などいくつかの業種に集中する傾向が強い。

第4表 大阪市の行政区別鉄製品種類別製造価額（1911年）

	大阪市計	西 区	南 区	東 区	北 区
合 計	14,974,093	5,084,885	4,322,686	1,343,844	4,222,678
機 械	4,202,046	1,383,788	330,490	450,884	2,036,884
同付属品	1,431,082	666,957	278,081	106,026	379,958
建築用材料	3,923,809	1,540,697	1,902,922	61,710	418,480
室 具	235,710	34,268	60,199	114,063	27,180
厨 具	995,158	9,516	533,356	37,088	415,198
刃 物	597,277	172,804	192,538	116,439	115,496
釘 鋸	321,004	121,612	98,126	32,548	68,718
針金及金網	577,155	13,830	107,782	98,645	370,728
鉄 管	955,809	581,516	374,293	0	0
医療機械	112,700	0	20,417	74,773	17,510
修 繕	314,214	124,308	21,827	112,346	10,812
鋳力細工	907,617	304,028	197,051	100,276	306,262
その他	400,512	145,391	205,544	39,046	10,531

注) 金額単位は(円)。原表標目には鋳力細工を含まないが、これを含めた合計値。
資料) 当該年の『大阪市統計書』より作成。

このように大阪市における鉄製品工業はその製造品目が非常に多様で、業種ごとの地域的展開も多様性が強いことがわかる。本稿で対象となるのは銑鉄機械鋳物業者であり、これらの統計数値のうちで銑鉄鋳物が占めるのは、もちろんその一部に限られている。同じ機械製造や同付属品製造といっても、自ら鋳造を行う工場と単なる切削加工や組み立て主体の工場とでは同業組合への加入対象が異なるし、鋳造を行う工場でも、鋳造品の製造販売が中心の業者と機械製造を目的にその部材を自ら鋳造内製する業者とでは、そのアイデンティティはおのずと異なっている。こうした点が同組合の成立や存続に大きく影響することに繋がっていると考えられる。

3. 同業組合設立・解散文書にみる機械鋳物製造業者の動向

大阪器械鋳物製造同業組合は1905年9月28日付で農商務大臣によって設立

認可された重要物産同業組合で、同年7月8日付の組合設置認可申請書では組合設立发起人総代竹中玄太郎以下15名の発起人と、同年6月10日付同組合加入同意書への署名人牧野伊太郎以下52名の加入同意者、合わせて67名での発足となった。ただし、同意書末尾には「組合員タルベキモノノ数八拾五人 内発起人拾五名 同意者五拾貳名 考慮中ノモノ拾参名 不在ノモノ貳名 同意加入ヲ拒絶シタルモノ参名」(編纂資料328)とあり、当初の組合加入該当業者は85名が想定されていた。しかし、この同業組合はその後内部対立から運営に行き詰まり、1909年12月2日付で農商務大臣より解散命令を受け、わずか4年で解散してしまった。同年5月の組合員名簿によれば、組合員数は116名を数えるが、組合発足時に発起人あるいは同意者として名前をみた14名が欠けているため、延べ130名の組合員がいたことになる。この130名の機械鋳物業者はどのような特性を有していたのか、そして、どうして短命のうちに同業組合活動を閉じることになったのか。以下にそうした点を検討していこう。

(1) 重要物産同業組合について

重要物産同業組合は、1900(明治33)年に施行された重要物産同業組合法に基づき、農商務大臣の認可を受けて設立された同業組合である⁷⁾。同法の前身は1897(明治30)年に成立施行された重要輸出品同業組合法で、繊維品、雑貨など多数の小規模事業者が製造・販売に関わる輸出品の粗製濫造や業者間の過当競争による弊害の除去を目的に制定された法律である。重要物産同業組合法はその対象業種を拡げ、より広範な国内産業を包括したもので、こうした立法措置以前には農商務省が1884(明治17)年に省令で定めた同業組合準則があった。明治政府は欧米先進諸国に倣い、事業者の営業の自由を前提に、近世的な株仲間組織を解体したが、同業者間の営業秩序が崩れ、産業活動自体が安定しない状態となったため、同業者間で自発的に自由加入制度による組合組織を作り、相互監視・相互扶助の秩序維持活動を始めるに至った。当初は各府県庁がその認可・規制に当たったが、府県間のばらつきが大きく、事業者間の混乱も生じたため、この同業組合準則によって全国の統一基準が制定されたのである。しかし、自由加入制度の組合組織では規制の実効が上がりにくいこと

から、同業者強制加入の法的規制に基づく措置が取られることとなり、これら同業組合法の成立に至った経緯がある。

これらを取り上げた研究は、古くは小池（1939）のほか、藤田（1995）によるものが代表的であろう。重要物産同業組合に関して藤田が近世株仲間の体制の復活の動きを内包すると捉える一方で、法律の趣旨自体が同業者間の秩序ある公正な競争を促すもので、株仲間の方向性はなかったとする白戸（1980、1982）のような捉え方もある。大阪の鋳物業関係では松田（2000）が明治中期の準則組合から始まる同業組合設立の流れを丹念に検討している。

本稿は同業組合論を論じる場ではないので、これ以上深入りしないが、各地の同業組合設立主体の中にはそうした株仲間の志向性を持つものがあつたとしても、政府は営業の自由を前提に、特定の業種団体に排他的・独占的な権益を与えるような方向性を法的に位置づけることは一貫してなかったため、一般論としてみれば、政策的には「株仲間」の復権に繋がるものではなかったと考えられる。ただ、中小零細規模の同業者が特定の地区に集積するなかで、その製造と販売に関わる生産者と流通業者の包括的な業界組織は、問屋制家内工業的な工業生産には適合的であつたと思われる。しかし、本格的な工場制生産が展開しはじめ、中小工場間あるいは大工場と中小工場間の生産をめぐる水平的・垂直的分業関係が現れてくるようになると、こうした商工業者を包括する地域的同業組合体制は、製造業者による自由な生産・販売活動の妨げと捉えられるようになっていったのではなからうか。こうした点も念頭に、以下では大阪器械鋳物製造同業組合の事例をみていこう。

(2) 大阪器械鋳物製造同業組合の設立

農商務省が刊行した『重要物産同業組合一覧』によれば、重要物産同業組合法施行翌年1901年の全国と同組合数は249であつたが、1911年には834に達し、同じ間に大阪府では16から55へ増加して、いずれも10年間で3.3～3.4倍の急増である。こうした重要物産同業組合創設熱の中で、大阪府下では機械金属系業種の既存の準則組合を整理統合して重要物産同業組合を設立する動きが生じた。『大阪府統計書』によって1903（明治36）年における府下の準則組合をみ

ると、総数は108で同年の重要物産同業組合20の5倍以上を数える。このうち機械金属系の業種は14あり、金属系が大阪鋳物工業組合、金銀真鍮銅工業組合、鋳力細工商組合、大阪鉄商組合、金銀銅吹業組合、洋鉄商組合、金物商組合、堺山ノ上刃物鍛冶業組合、堺苺庖刀製造組合、堺庖刀打物組合、堺鋏製造業組合の11組合、機械系が医療器械商組合、大阪造船業組合、大阪船具商組合の3組合である。これら11の金属系準則組合のうち、製造業者を含まない大阪鉄商組合と洋鉄商組合、それに独自の組合運営を維持した鋳力細工商組合を除いて、1905年に大阪市と西成、東成両郡を含む地区には大阪金物同業組合と大阪器械鋳物製造同業組合、堺市とその周辺地区には堺利器商工同業組合の三つの重要物産同業組合が設立され、これらに統合されることになった⁸⁾。

大阪器械鋳物製造同業組合の設立事情については、1905年4月14日付で大阪府知事宛に提出された「大坂器械鋳物製造同業組合発起認可申請書」に添付されている「大坂器械鋳物製造同業組合設置理由書」によってその内容をみてみよう。その冒頭は、

「一 組合ノ予定地区

大坂市及ビ大坂府東成西成ノ二郡

二 組合員タルベキ者ノ営業種類

器具機械鋳物製造業者

但シ銑鋳ヲ以テ器具機械ヲ鋳造シ販売スルヲ営業トナスモノ

但シ普通ニ称スル鋳工業者ヲ包含セズ」(編纂資料328)

とあって、大阪市と隣接する西成・東成2郡を対象地区とし、銑鉄機械鋳物を鋳造する製造業者を対象業者として、板金・切削・溶接加工等のみを行う鉄工業者は含めないとしている。鋳造を伴わない鉄工業者は大阪金物同業組合の「鉄器物」部門の対象となるが、大阪金物同業組合の部門中にも「銑鉄鋳物」や「鉄瓶」が掲げられ、一定数の同業者が加入しているため(中島2017)、「器械鋳物」業者の線引きには微妙な問題があったと思われる。ただし、少なくとも発起人の意識としては、単なる鋳物製器物の製造業者でなく、高度な製造技術を要する機械およびその部品類、鋳鉄管などの製造業者を対象としていたとみられる。理由書後段の「営業品細目」に掲げられている「シチームインチ及

ヒ付属品、石油発動機及ヒ付属品、電気モートル及ヒ付属品、瓦斯モートル及ヒ付属品、清国向綿繰機械及ヒ付属品、印刷機械及ヒ付属品、其他一般機械及ビ器具類、鉄管及ビ諸建築用具、暖炉及ビ一般家事用器具、韓国向梅鍋火熨斗其他一般器具」(同上)は、一般家庭用品を含むやや曖昧な表現を含むが、銑鉄機械鑄物に特化することを目指していたのである。

当該産業の地域経済上の重要性に関しては、「凡ソ銑鑄造物ノ需用ノ汎キ凡百ノ機械ニシテ鑄造物ナラザルナク船舶鑿道車両ノ如キ或ハ建築物ノ如キ亦必ズ鑄造物ヲ用キザルナク其他家事百般ノ器具ニシテ鑄造物ニ依ルモノ又最も多ク凡ソ一家アレバ必ズ鑄造器具ヲ備エザルナシ是レ実ニ社会ノ必須品ニシテ又一日モ欠ク可カラザルモノナリ茲ヲ以テ日清戦後諸工業船舶ノ勃興ヲ来スヤ我鑄造業モ亦他ニ比類ナキ長足ノ進歩ヲナシ寥寥タリシ同業者ハ遂ニ幾倍ノ増加ヲ見ルニ至リ其産額モ優ニ壹百五十万円ノ巨額ニ達シ清韓両国ニ輸出スルモノ亦累年多キヲ加エ且ツ輸入ノ防遏ニ至ツテハ斯業ノ発達ニ準ジ其効果ノ著大ナル推シテ知ルベキナリ」(同上)としている。とくに1894年、95年の日清戦争後における銑鉄製品の一般および産業社会上での普及とその重要性の高まりを取り上げ、同工業が社会経済の近代化を象徴する産業という位置づけを示している。事例として大阪瓦斯のガス管理設事業を取り上げ、従来の輸入鉄管から国産への置き換えが輸入防遏と国内市場拡大への対応を示すとしているが、これは一地域に限らず、全国的な状況を示すものであっただろう。

そして、組合設置の理由として、「急劇ニ膨大シタル我鑄造業ハ又古来ヨリ因襲ノ久シキ些ノ変化ナキ他ノ営業ト面目ヲ異ニシ工業界ノ通弊タル粗製濫造ニ流ル、ガ如キ又彼ノ職工争奪ノ如キ厭フ可キ害毒ハ復我鑄造界ニ浸染シテ不知不識ノ間ニ斯業ノ発達ヲ阻害シツ、アルナリ加之需用家ニシテ代金不払ノ多キ等一層我同業ヲ苦シムルモノアリ今ニシテ之レヲ悛メ之レヲ禦ガズンバ斯業ノ前途ヤ洵ニ憂フベキノミナラズ大ニシテハ国家ノ利運ニ関スル又尠カラザルナリ而シテ内其弊ヲ矯メ外其害ヲ防グノ法他ニ非ラズ只重要物産同業組合法ニ準拠シテ堅固ナル組合ヲ組織シ嚴重ナル処罰法ヲ制定シテ正スベキヲ正シ防クベキヲ防ギ一意専心斯業ノ改善ヲ図ルノ外他ニ良法ノアルナシ」(同上)としている。つまり、銑鉄鑄造業が他の業種とは異なって新興工業であること、し

たがって、旧来型の粗製濫造や職工争奪といった通弊にはまだ完全には染まっていないが、その悪影響を受けつつあること、それを防ぐためには、同業者強制加入の重要物産同業組合を創設しなければならないという趣旨である。これを受けて、組合の目的・業務概要として、技術顧問の配置、製品検査の実施、代金不払い対策、製産販売実態の統計的把握、同業者間の仲裁裁定、職工・使用人の管理・取り締まり等を掲げている。粗製濫造および職工管理対策、同業者間の利害調整が主たる目的である点は他の同業組合と大差ない⁹⁾。

この4月の設立認可申請書の提出を受けて、大阪府庁と農商務省との間でやりとりが行われ、改めて同業者数の確認作業が該当地区の市長、郡長に指示されている。発起人らは組合設立を急いでいたようで、一月も立たない5月8日付嘆願書で設立認可手続を早めるよう督促までしている。これらの事務手続を経て、1905年7月1日に組合創立総会が開催され、組長に発起人の中桐彦太郎（東成郡平野郷町）、副組長に発起人の黒崎秀四郎（南区難波元町）および組合員の丹羽喜代松（西区西九条上之町）、評議員に発起人総代であった竹中玄太郎（南区難波元町）以下9名が選出された¹⁰⁾。そして、上述のように、9月28日付で農商務大臣の認可が下り、「大阪器械鑄物製造同業組合」が正式に発足したのである。しかし、この時点で同組合への加入を見合わせたり、拒否する同業者が名簿上18名存在していた。こののち、これら同業者の加入を促す組合および大阪府による対応が取られ、最終的には法的拘束力によって、対象業者は全員加入するに至った¹¹⁾。

(3) 大阪器械鑄物製造同業組合の解散

1905年9月の組合創設以降も、未加入同業者への加入説得は続けられ、大阪府へのその報告や行政的対応依頼の文書が組長名で頻繁に提出されている。例えば、1906（明治39）年3月19日付の大阪府知事宛上申書では、組合未加入者5名の住所氏名を上げて、「右ハ純然タル銃鉄鑄造業ニシテ当組合加入ノ件ニ付キ数度出張勧誘セシモ種々ノ事情ヲ唱へ之レニ応セズ甚ダ困難仕候間乍御手数御召喚之上速ニ加入可致様御取計被下度此段上申候也」（編纂資料340）と訴えている。大阪府担当部局への該当者の召喚と説諭によって相当数の未加

入者は加入しているが、最終的には翌1907（明治40）年4月11日付の大阪府知事宛稟議書で最後まで加入を拒んでいた有力機械製造業者2名について、「右ハ銃鉄器械鑄物製造営業者ニシテ本組合ニ加入スベキ者ニ付本組合定款ニ基キ屢々加入勧誘スト雖トモ事ヲ左右ニ托シ加入ヲ背ゼズ法律処分ヲ申請スルノ外無之ニ付相当御処分相成度右申請候也」（同上）と訴え、大阪府は「右ハ何レモ銃鉄器械ノ製造営業者ニシテ重要物産同業組合法第四条ニ依リ大阪器械鑄物製造同業組合へ加入スヘキ筈ノ処加入セザルニ付同法第十九条ニ依リ相当御処分相成度非訟事件手続法第十六条ニ依リ此段及通知候也」（同上）という案文を用意して、大阪地方裁判所検事宛に通知する構えを示した。実際に裁判所への訴えが行われたかどうかは資料がないためわからないが、こうした法的措置執行を示すことで最終的にこの2名も組合加入に至っている¹²⁾。

こうした組合加入に強い抵抗感を示した製造業者は組合をどのように捉えていたのだろうか。この点も資料が限られているため、安易な一般化はできないが、大阪府庁の担当官が加入説諭のために該当者を召喚して聴き取りを行った際のメモ書きが書類の該当個所に朱記ないしは付箋によって残されている。それによれば、ある業者は「紡績織物器械製造者、但鑄物ノ大ナル部分ハ利益上他ノ今木阪本等鑄物師ニ鑄造ヲ委托ス¹³⁾」、別の業者も「鉄工場ニシテ鑄物ハ附属ナリ」、あるいは「職工取締ハ大阪ノミニテハ功ナシトノ意見」（同上）などがある。つまり、製造業者自身のアイデンティティが「鑄物屋」ではなく、「機械屋」であって、機械製造の材料として鑄物を内製しているに過ぎないという認識である。それと職工の管理を大阪だけでやっても意味がないという捉え方は、明治末に近いこの時期になると、重工業化が進み始める中でより広域的、全国的な機械工や鑄物工の移動が増加し、重要物産同業組合法が規定するようなローカルな地区指定が実態にそぐわないという認識であろう。

しかし、同業組合に否定的な業者が法的強制力によって加入を強いられたことで、事が収まったわけではない。彼らはこんどは組合内部から「組合解散」の動きを取るようになった。もともとが製造組合であり、問屋など商業者は含まれていない。後述するように、この同業組合の構成員には比較的規模の大きな業者が多く、ほとんどが機械器具工場の工場主で占められ、家内工業的な事

業主は少なかった。機械および機械部品という製品は、誰もが簡単に製造でき、問屋を通じて一般の商店に並ぶような商品ではない。需要者（工場）など特定の取引相手が顧客であるため、一般的な意味での粗製濫造が頻発するとは考えにくい。ただし、松田（2000）の指摘にあるように、大陸市場への貿易業者を通じた輸出製品に粗悪品が多く混じり、現地での信用失墜が影響した点は無視できないだろう。しかし、ここで機械鋳物業者としてある程度名の通った中堅業者たる組合員が粗悪品製造にどこまで関わっていたのかは判然としない。技術力のない一般の鋳物業者が見よう見まねの粗悪品造りに関わっていても、さらに現地での日本製品を模倣した粗悪品横行についても（沢田1999）、組合が捕捉・対応するのは困難であったと思われる。また、機械類は種類が多く、それぞれの領域での専門知識を要するため、製品の品質検査を組合で行うとしても、かなり形式的なものにならざるをえない。つまり、否定的な業者は同業組合を、自由な営業活動を阻害する無用な存在と捉えていたはずである。

同業組合にそこまで否定的ではない業者でも、組合運営に積極的に関わり、組合を盛り立てていこうという業者はおそらく一部にとどまり、多くは消極的関わりに過ぎなかったとみられる。例えば、1907年7月に開催された第4回定時総会でも、組長は開催予告に次のような注記を書き添えている。「開会ハ午後正式時全六時ニ閉会致候従来ハ出席時間ノ遅延之為メ時刻ニ至ルモ定数ニ充タス空シク時間ヲ消費シ相互ノ不利スナカラサルニ付爾后充分時間ノ励行仕度候間定刻ニ必ス御出席相成度特ニ申添候也」（同上）。しかし、議事録によれば、実際には「明治四拾年七月拾五日午後五時三拾分第四回定時惣会ヲ西長堀岸松館ニ於テ開会ス 出席惣数四拾七名委任状提出貳拾七名」（同上）とあって、役員が組合員の会議召集に奔走していた姿を想起させる。

『編纂資料340』に綴られている同組合関係の資料は、1907年11月の組長辞任とその交代に関する申請書類（中桐彦太郎の後任は、組合定款に則りその時点で副組長であった竹中玄太郎）以降、1908（明治41）年中のものがなく、突如1909年5月25日付の組長以下役員、事務職員全員の辞任届綴となる¹⁴⁾。この時点の組長は石井長次郎で、先の07年11月の組長交代の際に副組長に就いた人物である。その後の府庁担当部局の文書をみると、08年には組合内に

相当の混乱が生じ、組合総会が開催できない状況に陥っていたようである。そのため、前年度の事業報告や決算報告、新年度の予算審議ができず、監督官庁への報告もなされないままであった。府庁の農商務省に対する組合解散命令申請の案文をみると、「大阪器械鋳物製造同業組合ハ器具機械銑鉄鋳物製造業者ヲ一団トシ去ル三十八年九月設立御認可相成候処尔来組合員間ニ種々紛擾ヲ生シ屢解散ヲ主張セルモノアリ其都度説諭ヲ加ヘ漸ク維持シ来リタルモ斯カル状態ナルヲ以テ経費滞納者続キタルノミナラス組合未加入者モ亦其内情ヲ知悉セル為メ加入ニ応セス旁ニ非訟事件手続法ニ依リ取扱フ等種々関係ヨリ生セシ反感容易ニ融和セス今春以来解散ノ為メ既ニ二回ノ臨時総会ヲ招集スルノ場合ニ立至リ総組合員百拾六名中七十式名ハ解散派ニ属シ特ニ目下組合役員総辞職中ニ付規定ニ基キ組合員ヲ指定シ其補欠選挙ノ手続ヲ行ハシメントスルモ之ニ応スル者無之到底円満ナル到達ハ難望モノト認ム」¹⁵⁾(同上)とある。

大阪府はこの間に同組合に対して、解散と維持の両派から候補者を指名して、新役員を選出を試みるなど、かなり強引に両派を和解させようとしているが、失敗に帰している。こうして、農商務省も大阪府の方針を認め、12月2日付で農商務大臣が「重要物産同業組合法第十五条ニ依リ解散ヲ命」(同上)じて、同組合は解散されるに至った。重要物産同業組合法は第16条において、組合総会の議決による自主的な解散が可能であったが、それすら不可能な状態にあったのである。組合を否定する業者を強制的に組合内に取り込んだことで、組合内部に「解散派」を形成してしまい、その影響力によって組合解散が組合員の多数意見を占める事態となり、收拾が付かなくなった結果であった。

4. 明治後期大阪における機械鋳物製造業者の展開

(1) 同業組合構成員の特性と出自

そもそも鋳物製造業者といっても、松田(2002)が製品種類で分類しているように、機械鋳物と非機械鋳物(日用品類や建築資材類)に分けてみる必要がある。業者もその一方のみを製造するものと、両者ともに製造するもの、機械製造業者の自家消費内製がある。機械鋳物の場合、産業機械や工作機械、原動機、汽機・汽罐など、何れも大きな荷重がかかったり、振動や激しい摩耗な

どに長期間耐えうる強靱な素材性能が要求される。その意味で非機械鋳物製造とは製品（＝素材）性能を維持する上で技術的に大きな差があり、両者の格差は容易に超えがたい。機械鋳物は近代的輸入技術によるところが大きく、非機械鋳物の在来技術を簡単に応用するだけでは対応できない面がある。こうした点に留意しながら、大阪器械鋳物製造同業組合構成員の特性をみてみよう。

編纂資料328の大阪器械鋳物製造同業組合設立関係文書の中には、組合設立発起人名簿と加入同意者名簿、不同意者名簿などが綴られており、編纂資料340の同組合解散関係文書には1909年5月時点での組合員名簿が綴られている。これらの組合員名簿類と『工場通覧』をはじめとする「個別工場一覧」を照合しながら、大阪市および西成、東成両郡における銃鉄機械鋳物製造業者の展開状況や工場生産状況を分析する¹⁶⁾。

上記資料をもとに当該地区を郡市区別にみた大阪器械鋳物製造同業組合員の展開状況をみると（第5表）、全体で130人の組合員を数えるが、大阪市が119人で大部分を占め、西成郡8人、東成郡3人となっている。行政区別では南区が55人で最も多く、西区の26人と北区の25人がこれに続き、東区が13人とやや少ない。表中、通期とは設立時の加入同意者・不同意者名簿と解散年の組合

第5表 大阪器械鋳物製造同業組合郡市区別組合員動向

	合 計	通 期	不 同 意	中途退出	中途加入	工場主
合 計	130	58	12	14	46	116
大阪市	119	55	11	14	39	107
北 区	25	12	3	2	8	22
西 区	26	10	2	3	11	24
東 区	13	7	0	4	2	12
南 区	55	26	6	5	18	49
西成郡	8	2	0	0	6	6
東成郡	3	1	1	0	1	3

注) 通期は組合設立時の加入同意書と組合解散時の組合員名簿双方に名前をみる者、不同意は組合設立時に加入不同意であった者（行政指導により後に加入）、中途退出は加入同意書に名前をみる者、解散時の名簿にその名をみない者、中途加入は加入同意書に名前をみないが、解散時の名簿にその名をみる者、工場主は個別工場一覧に工場主としてその名前をみる者（合計値には含まない）。各区の数値は大阪市分の内数。

資料) 『大阪市史編纂資料』328所収「大阪器械鋳物製造同業組合設置認可申請」関係書類および『大阪市史編纂資料』340所収「大阪器械鋳物同業組合解散命令」関係書類より作成。

員名簿双方に記載の組合員で¹⁷⁾、中途退出とは設立時の名簿のみに記載の組合員、中途加入とは解散年の名簿のみに記載の組合員である。中途退出とは転廃業もしくは地区外への転出であろうし、中途加入はこの間の新規参入か地区外からの転入もしくは組合設立時の調査に漏れていた業者ということになる。全体で通期57人に対して、中途加入47は非常に大きい数である。そこには比較的規模の大きな機械工場主も含まれることから、事前の調査に漏れた業者が多かった可能性が高い。上述した「鋳物屋」と「機械屋」の線引きの難しさであろうか。また、不同意者が1割近くを占めることにも留意すべきで、組合設立派が性急にことを進めようとした背景には何があったのか、この点は設立認可申請書に書かれた大義名分の理由のみではわからない。

さらに、この組合員の最も特徴的なことは、個別工場一覧に工場主としてその名前をみるものが非常に多く、その大部分を占めていることである。130人中116人(89.2%)が工場主であり、しかも、その多くは職工数数十人以上の工場、組合解散後の1911年までみて、87工場が操業し、うち68工場で原動機を使用している(第1次世界大戦終盤の1917年でもなお63工場が操業し、60工場で原動機を使用している)。また、小規模な工場であっても原動機使用比率は高く、同年の資料では職工数10人未満の工場32工場中21工場で原動機を使用している。こうした組合員に占める個別工場一覧で工場主と確認できる業者の割合は、市内最大の機械金属系同業組合である大阪金物同業組合で約20%(中島2017)、鉾力細工商組合では約6%(そのほとんどが原動機なし)にすぎない(中島2022)。これらと比べても、この組合が「工場経営者」層によって構成されていたことがわかる。

これら組合員の属性を知るために、同業組合設立関係文書の中に綴られている組合設立発起人15人の履歴書をもとに検討してみよう(第6表)。組合設立時の年齢は40歳代が5人、30歳代と50歳代が各4人、29歳と60歳が各1人となっている。本表には登場しないが、最後の組長となった石井長次郎は1853年生まれの50歳代である。ほぼ30歳前後～50歳前後が中心をなしている。所在地では南区が9人と過半を占め、西区が3人、東区、北区と東成郡が各1人で、やや南区に偏った観がある。事業の創業地は大部分が現住地となっている

第6表 大阪器械鋳物製造同業組合設立発起人一覧

氏名	生年	住所	創業年月	創業地	事業内容	備考
吉田長平	1845年	大阪市南区南桃谷町	1865年3月	三島郡福井村	鋳造業(鍋釜)	1888年名義変更(直七)、1890年6月難波稻荷町2丁目に分工場、1891年1月現在地へ
黒崎秀四郎	1868年	同市同区難波反物町	1894年7月	難波西円手町	真鍮鋳造業	1895年7月鋳造業兼業、1904年3月現在地へ
田村勘次郎	1869年	同市同区日本橋筋東1丁目	1903年4月	現在地	銃諸器械鋳造業	
阪本辰三郎	1857年	同市同区御蔵跡町	1887年8月	現在地	銃鋳造業・鉄工業	
佐々尾豊八	1876年	同市東区広小路町	1896年11月	現在地	銃器機械鋳造業	
林吉兵衛	1846年	同市南区難波桜川2丁目	1885年6月	現在地	銃鋳造業(鍋釜)・瑠璃焼付	
村部豊吉	1847年	同市同区難波桜川1丁目	1893年8月	現在地	銃器機械鋳造業	
竹中玄太郎	1847年	同市同区難波元町1丁目	1898年1月	現在地	銃鋳造業	発起人総代
久保田権四郎	1870年	同市同区西関谷町	1893年3月	現在地	銃器機械鋳造業	1903年3月南区北高岸町に分工場、鉄管鋳造開始、以降本分工場とも鉄管専業へ
中桐彦太郎	1860年	東成郡平野郷町平野野堂	1877年	岡山県児島郡	銃鋳造業(諸機械)	1888年児島郡福田村から現在地へ
谷前定吉	1856年	大阪市西区松島町1丁目	1885年3月	御蔵跡町	銃器械鋳造業	1888年4月現在地へ
坂田雄次郎	1864年	同市同区九条町	1897年4月	現在地	銃器機械鋳造業	
安井藤次郎	1846年	同市同区九条町	1886年5月	西区本田町	銃器機械鋳造業	1889年1月現在地へ
佐伯昌輔	1864年	同市北区西野田東之町	1898年4月	現在地	銃器機械鋳造業	
白神伊三郎	1871年	同市南区難波西円手町	1896年5月	現在地	銃鋳造業	

注) 氏名欄ゴシック体は初代組長、二重下線は初代副組長、斜字は初代評議員を示す。
資料) 『大阪市史編纂資料』328(重要物産同業組合設立関係書綴)の大阪器械鋳物製造同業組合設立発起人履歴書より作成。

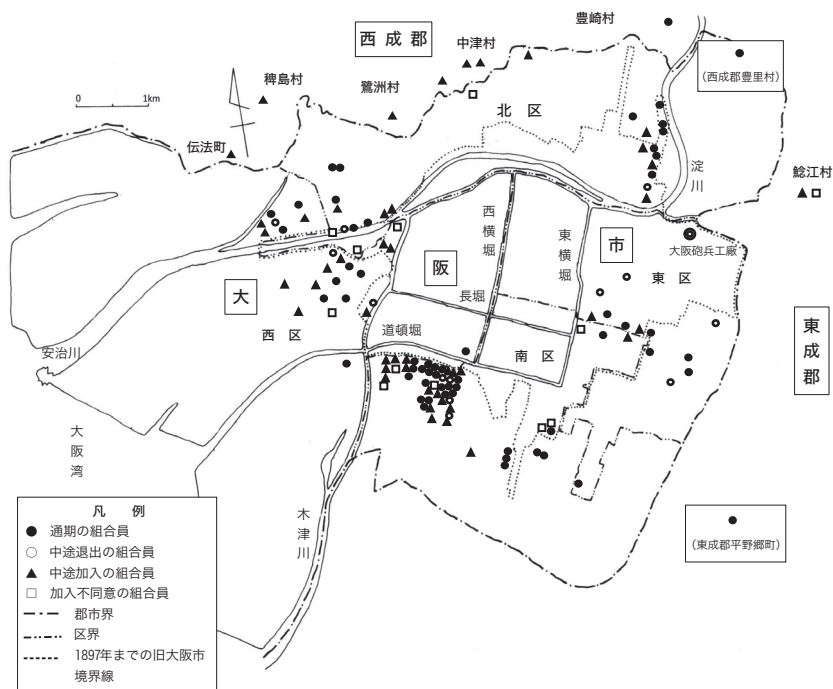
が、最年長の吉田長平は大阪府北部の三島郡福井村の出身で、1890年前後に現在地へ移転してきている。また初代組長となる中桐彦太郎は岡山県児島郡福田村の出身で1888年に現在地へ転居しており、いずれも出身地で鑄造業を始めている。南区で創業し、西区へ移転している事例もある。創業年は1865年や1877年が古いが、大半は1880年代後半から90年代後半にかけて（明治20年代～30年代が主体）で、比較的新しいものが多い。つまり、組合設立の10～20年前に創業している例が大半である。創業の比較的古いものは厨具などから製造を始めているとみられるが、機械鑄物自体の需要がそれほど歴史を遡らないことがここからもうかがえる。ちなみに上述の石井長次郎も1897年に現住地（西区西九条下之町）で創業している。

では、これらの業者の技術基盤はどこにあったのであろうか。この点について明示的な資料による検討はできないが、松田（2002）は中岡（1986）の言を借りて、国内在来技術の存在が近代西洋技術の導入にとって重要な役割を果たしたことを、鑄物業における在来技術と近代技術の連続性という視点で論じている。一般論とすれば中岡の指摘は妥当で、本稿でも大阪における金属工業の展開が近世以来の歴史的展開と不可分であるとみなしている。ただし、大阪の機械鑄物製造業における在来技術と近代技術の連続性については、もう少し慎重な検討が必要であろう¹⁸⁾。個別工場一覧に当該組合員が工場主として登場する116工場は、個別工場一覧への記載期間が数年程度の短いものもあるが、その大部分が製造品目を機械や機械付属品としており、厨具や家具・建具の部材のみのものが10工場、衡器のみのものが4工場、厨具、家具類から機械鑄物へ転じているものが5工場みられるのみである（製造品目の記載は主要なもののみで、副次的な製造品目はこれらの資料のみでは確認できない）。つまり、工場を立ち上げる時点ですでに近代的機械鑄物製造の知識や経験を身に付けていなければ、安直には機械鑄物製造へは転化が難しいとみるべきであろう。そうした新しい知識や技術の習得には、沢田（1999）も指摘するように、大阪砲兵工廠や大阪鉄工所など西欧技術を早期に導入していた官営工場や大工場での職工経験や技能修得または高等専門教育を、直接的、間接的に経て独立・開業を果たす事業主が多く、そのことが組合設立発起人の経歴にも反映していると

考えられる。彼らの出身基盤は大阪の職人町で親の稼業を見て育った職人ももちろんいたであろうが、久保田鉄工の創業者久保田権四郎のように（久保田鉄工1970）、上述した近代的製造技術を身に付けた親方や工場主のもとで技能修得した地方出身者も相当数いた¹⁹⁾。大阪において形成されつつあった近代工業技術の基盤の上に銑鉄機械鑄物業の成立があったとみられ、新旧技術の連続性よりも工業技術発展の経路依存性に注目すべきであろう。

(2) 機械鑄物製造業者の地理的展開

これらの組合員はより詳細にはどのような分布を示しているのだろうか。第5表の標目に基づいて、個別組合員の所在地を地図上に示した第2図をみる



注) 凡例は第5表注記参照。
資料) 第5表に同じ。

第2図 大阪器械鑄物製造同業組合組合員分布図（1909年）

と、まず南区に大きな集積があることが目に付く。これは旧西成郡難波村の一帯で、難波稲荷町、難波桜川、難波西門手町、難波元町、難波反物町などからなる大きな集団である。この集積は個別工場一覧の分析で示した明治期の機械器具工場の分布とほぼ重なっている（中島2001b）。やや東寄りの御蔵跡町まで含めて、この一帯は大阪における鋳物業の古くからの集積地で、すでに集積が集積を生む状況がみられる。

このほか、西区の旧西成郡九条村一帯にもやや散漫ながら大きな集積がみられる。ここは西区西九条上之町、同下之町、九条通、境川町、本田町通などの集団で、ここも明治期の機械器具工場の分布とほぼ重なっている。この一帯は安治川や木津川の下流部に当たり、大阪鉄工所をはじめ、多くの造船所が立地し、それらとの取引関係や人脈が関係しているとみられる。このほか、北区天満橋筋沿いのほぼ南北に連なる集積や東区から南区にまたがる市東部の上町台地上にも散漫ながら小集積がある。いずれも明治期機械器具工場の分布とほぼ重なるが、ここは大阪城脇に立地した大阪砲兵工廠との関わりが強く、上述のように同工廠で経験を積んだ職工が独立して工場を構える事例が認められる。

この時期にはまだ西成郡や東成郡での展開は分散的で集積地はみられないが、東成郡鯉江村には2業者みられ、ここは淀川支流の寝屋川およびその支流沿いの地域で大阪市内へのアクセス性が高く、大正期以降になると機械器具をはじめ、各種工場の集積地となっていくが、その萌芽とみられる。逆に旧大阪市域中心部にはほとんど組合員がいない。ここは近世以来の大阪の市街地部分であるが、ほぼ空白となっている²⁰⁾。組合員、つまり、銑鉄機械鋳物工場は大阪の市街地を取り囲むように展開しているのである²¹⁾。

この展開は、大阪金物同業組合の加入者分布（中島2017）とは好対照をなしている。1903年における大阪金物同業組合の組合員分布は、もちろんここでの分布と重なる部分も認められるが、旧大阪市域の中心部、東西は東横堀川と西横堀川に挟まれ、南北は長堀川の北側（東区と南区の区界付近）から道頓堀川に挟まれた一角に集中している。近世期に住友家の銅精錬所があった場所の近傍に、金属加工職人集団が集住していた構図がそのまま明治期にも引き継がれていたのである。しかし、旧市街地の中心部分では事業規模の拡張は難し

く、生産規模の拡大を図る一部の資力の大きな業者が難波など周辺地へ移転し、工場化するようになり始めた状況であった。その規模の大きな組合員層の展開と本稿での大阪器械鋳物製造同業組合の組合員の展開とがほぼ重なっているが、両者は本質的には異質な同業者集団であったとみることができる。

大阪金物同業組合が重要物産同業組合として設立される以前に、準則組合として存在した大阪鋳物工業組合の1892（明治25）年における規約同意者名簿をみると（『大阪市史編纂資料』325）、その地理的展開は旧大阪市東部から旧東成郡の大阪市に隣接する地区に集中し、上町台地上とその西側一帯が中心となっていて、大阪金物同業組合や大阪器械鋳物製造同業組合の組合員の集積地とは微妙にずれている。しかも、大阪鋳物工業組合と大阪器械鋳物製造同業組合の組合員はほとんど一致せず、両組合名簿で名前の一致するものは1名のみであった²²⁾。また、家内工業的色彩の強かった鋳力細工商同業組合の組合員の地理的展開ともあまり整合せず、鋳力細工商の組合員は旧大阪市内を中心とするものであった（中島2022）。つまり、大阪器械鋳物製造同業組合の構成員は、多くが旧大阪市内に古くからあった在来型の金属加工業者や職人集団とは出自を異にし、業種特性をもとに新興工業をになう製造業者として新たに登場してきた人々であったとみることができる。

5. おわりに

本稿では重要物産同業組合法に基づく大阪器械鋳物製造同業組合の設立・解散に関する当時の行政文書を分析することで、明治後期における大阪の機械金属系工業およびその担い手となった鋳鉄機械鋳物工場の工場主層がどのような特性を持ち、地理的、歴史的にどのような展開を示し、どのような意味をもっていたのかを検討してきた。最後にその要点をまとめ、日本工業近代化の地理的、歴史的諸相把握の一助としたい。

まず、分析対象となる鋳鉄機械鋳物業に関する統計的把握であるが、当時の統計でこの業種のみを抽出することはできないため、これを含む『工場統計表』の機械器具工場部門の全国および府県別数値を取り上げ、同部門が東京、大阪、兵庫など大都市や一部の府県に偏在していることを示し、とくに大阪で

は金属品工業が大きな位置づけにあることを示した。その上で、『大阪市統計書』によりながら、明治後期の大阪市における鉄製品工業の統計的把握を行った。大阪市は金属精錬業の全国最大拠点で、生産額でみれば同市の機械金属系工業の中でも中心的な地位にあるが、これに次ぐ部門が鉄製品工業である。同工業は明治末に向けてその生産規模を拡大させるとともに、業種構成を多様化させながら、大阪市工業の重要な柱になっていったことがわかる。その中心が機械および同付属品製造と明治末に急成長を始めた鉄管であった。ここで取り上げる大阪器械鋳物製造同業組合の構成員はまさにこれら中心的業種の生産を担う製造業者集団であった。

1900年の重要物産同業組合法の施行以降、全国で重要物産同業組合の設立が相次ぐようになり、大阪もその例外ではなかった。1905年にはそれまで準則組合として存在した幾つもの金属系業種の組合が、重要物産同業組合たる大阪金物同業組合に統合される中であって、銑鉄機械鋳物業者の中にもそうした同業組合化の動きが生じ、一部強硬な反対派を押し切って大阪器械鋳物製造同業組合を設立させた。組合設立派の中には大阪金物同業組合の設立を横目に見ながら、自分たちだけが取り残されたくないという意識があったのかもしれない²³⁾。しかし、銑鉄機械鋳物業者は他の同業組合の構成員とはかなり性格を異にしていた。厨具や家具部品などの鋳物業者であれば、旧来の問屋制的生産の枠組や意識がなお残存していたかもしれない。近代的西欧技術基盤の上に立つ銑鉄機械鋳物業は、より高度な鋳造技術が必要で、その製品がかさも大きく重量物であり、製造加工に当たって早くから原動機の使用が始まり、業者のほとんどが個別工場一覧に工場主として登場する比較的規模の大きな事業者であった。問屋制工業的な取引関係も弱く、他者から事業内容を詮索されたくない自立的な工場経営者であったとみてよい。彼らの多くは家内制工業を基盤とする商工一体の同業組合とは不整合の関係にあった。このことが重要物産同業組合という同業者強制加入の法的規制を伴う組織の実務的運営を困難にし、強制加入させられた組合反対派が、こんどは組合内部から「合法的」に組合を解散させてしまったのである。銑鉄機械鋳物製造業者が抱える業種特性が、重要物産同業組合という旧来的な業界団体の枠組と不整合であったことがこうした結果

を招いたと言えよう。

この銑鉄機械鋳物業者は、全般的にみて事業開始年の比較的新しい新興の事業者であった。したがって、他の金属系同業組合の構成員が旧大阪市内の中心市街地部分に集中的に居住し、仕事場を構えていたのに対して、その工場を南区の旧難波村域や西区の旧九条村域など旧市街地を取り囲む地区にドーナツ状に展開させていた。これらの工場は組合解散後も事業を続けているものが多く、その後の第1次世界大戦期における日本の工業化の全体的な展開の中に市場を見出していったことがうかがえる。他方で、大阪金物同業組合も鉄力細工商組合も、重要物産同業組合と準則組合という違いはあったが、同業組合としては大正期以降も継続した息の長い組織であった。これらの同業組合組織は問屋制家内工業的性格の同業者集団にとっては親和的な組織だったのであろうが、大都市外縁部の新興地帯に機械制工場を構える銑鉄機械鋳物製造業者集団にとっては、旧来型の同業組合はもはや無用な組織であったと言えよう。

なお、本稿の作成にあたっては、令和3年度、令和4年度の科学研究費補助金「基盤研究B（一般）、研究課題名：産業技術の経路依存性からみた工業地域の競争力に関する比較研究、研究代表者：北川博史（課題番号21H00635）」を使用した。

注

- 1) 『大阪市史編纂資料』は、大阪市役所が編纂し、1933年～1935年に日本評論社から出版された『明治大正大阪市史』の作成のために収集された一連の文書資料類で、会社設立や準則組合、重要物産同業組合の設立認可関係の行政資料類、明治期在阪の主要企業に関する概要紹介文書などが多数綴じ込まれた資料である。幸いにしてアジア太平洋戦争の戦禍をくぐり抜け、現在は大阪公立大学杉本図書館に所蔵されている。
- 2) 大阪器械鋳物製造同業組合設立関係文書は、『大阪市史編纂資料』328（重要物産同業組合設立関係書綴 自明治三十八年十月至大正元年）に、同組合解散関係文書は、同資料340（重要物産同業組合設立関係書綴 自明治四十三年五月至明治四十三年十一月）に綴じ込まれている。以下、本稿中での同資料は編纂資料328、編纂資料340と略称する。
- 3) 『第1回大阪市統計書』は1899（明治32）年の記載内容をもとに1901年に刊行され、以降、ほぼ毎年刊行されるようになる。機械器具工場部門や化学工場部門なども行政区別に詳細な数値が得られるが、「農商務統計様式」やその流れを受け継ぐ『工場統計表』の工場分類とは必ずしも整合的ではないため、直接的な全国比較や府県比較に用いるには注意

が必要である。なお、同統計書の詳細については中島（2001b）を参照されたい。

- 4) 第2表にみるように、1工場当たり平均職工数も機械金属系工業全体の平均よりも小さく、鉄製品製造工場には小規模な工場が多い。そうした小規模な工場での原動機使用率が高く、この点は個別工場一覧の整理分析を通じた拙稿（中島2001b）でも確認できる点で、とくに機械製造業でその傾向が顕著である。
- 5) 明治期の『大阪市統計書』では鉄製品の項目に、機械、同付属品、建築用材料、室具、厨具、刃物、釘鉋、針金及金網、鉄管（1910年～）、医療機械（～1911年）、銑鉄小割（1912年～）、修繕、其の他があり、さらに鋳力細工を含む年と含まない年（1900年と1910年～）がある。ここでは含まない年についても別掲されている鋳力製品価額を加えて提示している。なお、項目を整理するため、厨具と刃物は一体化し、室具は建築用材料に、針金及金網は釘鉋に、医療機械、銑鉄小割、修繕、其の他は修繕ほかに含めた。
- 6) 大阪市では1889（明治22）年の市制施行以来、東西南北の4行政区が設定されてきた。1897（明治30）年の第1次市域拡張では、市街地化の進みつつあった隣接する西成郡、東成郡の一部町村（または町村の一部地区）を市域に編入している。ただし、大阪港築港事業によって大阪湾の港湾整備を進めるために、市域の西側は大阪湾岸に至るまでの西成郡の広範囲が西区に編入され、同郡は南北に分断されることになった。大阪市の第2次市域拡張は1925（大正14）年のことで、これによって西成郡、東成郡の全域が大阪市に編入されたが、対象となる明治後期の期間には市域に変更はない。
- 7) 重要物産同業組合ならびに大阪府における機械金属系業種の同業組合の概要については中島（2017）を参照されたい。
- 8) 大阪金物同業組合と鋳力細工商組合についての論考は、それぞれ中島（2017）と中島（2022）を参照されたい。
- 9) 申請書には業務概要に技術顧問の配置や製品検査の実施が謳われているが、少なくとも設立当初の予算案には顧問料や検査費用に関する具体的支出項目は記載されていない。
- 10) 組長選挙では1票差で発起人総代であった竹中玄太郎が敗れ、中桐彦太郎が組長となっている。鋳物業者が数多く集まっている南区難波地区に拠点を構えていた竹中ではなく、地方出身で同業の集積もまだ小さい東成郡に拠点を置く中桐が僅差で選出されたこと背景には、この時点で同業者間の確執がすでに内在していたのかもしれない。
- 11) 18名の事業者のうち、小野造船鉄工所、藤永田造船所、汽車会社、住友鋳鋼所は、業種や企業特性が反映したためか、後に対象業者から除かれているようであるが、その経緯を示す書類は残されていない。なお、大阪鉄工所も造船業であるが、この時期水道管用の鋳鉄管製造を始めており、対象業者となっている。同社は鋳鉄管製造工場を兵庫県へ移転する計画を有し、当初は同組合への加入を見合わせていたが、否定感はなく行政指導を受けて加入している。後の文書からみると、行政側からは組合維持派とみなされていた。
- 12) 未加入業者に対する加入工作の詳細については松田（2000）に詳しい。

- 13) この業者は南区難波桜川に工場を構える中堅の機械製造業者である。原料鑄鉄の購入先として名の上がる今木はおそらく北区西野田兼平町の今木鑄造所（工場主今木亘は同業組合員）で、阪本はおそらく南区御蔵跡町に工場を構える阪本鉄工所（工場主阪本辰三郎は組合設立発起人）である。個別工場一覧ではともに鉄鑄物諸機械、諸機械鑄物を製造品目に掲げている。
- 14) 同年5月17日付で新しい事務員1名就任の届出書類があるが、これは当然従来のメンバーが辞任することへの準備対応である。
- 15) 1909年8月30日付の起案にかかる庁内文書で、大阪器械鑄物製造同業組合以外にも大阪帆布品依託製造同業組合、大阪箆商工同業組合が同時に解散命令の対象となっている。
- 16) 大阪における機械鑄物業者の分布については、松田（2002）が地図に落として提示しているが、1905年の大阪器械鑄物製造同業組合設立関係文書に住所氏名のある85名と1909年は『工場通覧』による職工数5人以上の機械工場を取り上げている。ここでは1909年についても、組合解散関係文書に記載のある同年5月時点での組合員名簿に基づき、同業組合員のみを地域的展開を示している。
- 17) 加入同意者にはこれ以外に、大阪市が府からの依頼を受けて提出した同業者名簿の末尾に「書加へ」として6人の氏名が追加されており、その6人を含めている。なお、組合設立時点でも未加入者18人（法人を含む）のうち、注11）に掲げた事業者はその後の加入説論の対象から除かれているため、本表でも不同意者名簿からは除いている。
- 18) 松田の論考では、同業組合設立発起人の履歴書をもとに2人の発起人が鍋釜といった厨具類製造から始めて機械鑄物業者に転換していることを例に、在来技術から近代技術への転化とし、両者の連続性を論証しようとしている。しかし、この2人はともに個別工場一覧に工場主として登場し、大正中期までその動向を追うことができるが、そこでの製造品目は一貫して厨具類のままである。記載されている製造品目は主だったものだけで、彼らがどの時点で非機械鑄物から機械鑄物へ転化したかは確定できない。いわば厨具製造の片手間に小物機械部品程度を手がけていたのみかもしれないが、もう少し検討が必要である。
- 19) 同業組合の組合員の中でも、本文中で示したように発起人吉田長平は大阪府北部三島郡の中桐彦太郎は岡山県の出身であるが、このほか、発起人の久保田権四郎（大出権四郎）は広島県因島の出身であり（久保田鉄工1970）、後に組合員となる機械製造業者の西山卯之助はその父卯平が兵庫県赤穂郡の出身で、卯之助の幼少期は大阪、兵庫当たりを転々としていたらしい（西山卯三1997）。組合員であった紀野吉三郎が創業した紀野吉鉄工所の経営を引き継いだ栗本勇之助は和歌山県和歌山市の出身（栗本鐵工所2010）、また、組合員の加地弁二は愛媛県宇摩郡の出身で木本鉄工所で職工経験を積み、繊維機械部品を製造する加地鉄工所を立ち上げている（和田助一編1914）。
- 20) 旧大阪市域中心部に所在する組合員は西区南堀江上通1丁目の1人のみで、個別工場一覧にも工場主として1894年～1913年の間に登場し、原動機を使用する工場である。

- 21) 組合員住所と個別工場一覧の工場所在地（分工場所在地を含む）が同一または同一町内にあるものが、128工場中99工場を占め、残る29工場もほとんどが住所と近隣の町内にあって、組合員の所在とその所有する工場の所在地はほぼ一致するとみてよい。
- 22) 大阪鋳物工業同業組合に関する規約文およびその同意者名簿は、『大阪市史編纂資料』325に綴られている文書資料である。同組合は1892年に準則組合として発足したもので、63名の同意者名が上がっている。このうちの1人（旧西成郡今宮村、大阪市へ編入後は南区西関谷町に在住）が大阪器械鋳物製造同業組合に加入しており、比較的小規模ではあるが、個別工場一覧にも原動機を使用する工場主としてその名をみる。その製造品目は衡器材料などである。
- 23) 大阪金物同業組合の設立認可は1905年7月であるが、申請手続の開始は1903（明治36）年頃からで、業種構成の多様性や対象組合員の多さ、既存の準則組合との調整などから設立準備に時間がかかっていた（中島2017）。しかし、大阪器械鋳物製造同業組合の場合、申請準備段階の資料がないため、詳細はわからないが、1905年4月の申請から同年9月の認可まで半年足らずで、性急感は拭えない。こうした事前の準備不足も解散を早めた要因の一つではあろう。

文献

- 市川弘勝（1960a）「鋳物工業の発達」（中小企業調査会編『中小工業の発達（中小企業研究Ⅰ）』、東洋経済新報社、所収、pp. 5-46）
- （1960b）「銑鉄鋳物工業」（押川一郎ほか編『中小工業における技術進歩の実態（中小企業研究Ⅴ）』、東洋経済新報社、所収、pp. 65-98）
- 久保田鉄工（1970）『久保田鉄工八十年の歩み』、久保田鉄工
- 栗本鐵工所（2010）『栗本鐵工所百年記念誌』、栗本鐵工所
- 小池金之助（1939）『同業組合及準則組合』、昭和図書
- 沢井実（1999）「明治中後期大阪の機械工業」『大阪大学経済学』48-3・4、pp. 111-141〔本論文は以下の沢井（2013）に第1章として所収〕
- （2013）『近代大阪の産業発展—集積と多様性が育んだもの—』、有斐閣
- 白戸伸一（1980）「同業者組織化政策の展開過程」『明治大学大学院紀要（商学編）』18、pp. 69-88
- （1982）「1910-1920年代における同業者組織化政策の一考察」『明治大学大学院紀要（商学編）』19、pp. 17-43
- 中島茂（2001a）『縮工業地域の形成—日本の近代化過程と中小企業生産の成立—』、大明堂
- （2001b）「明治期大阪市における機械・器具工場の分布について」『ジオグラフィカ・センリガオカ』4、pp. 82-115
- （2010）「大正期大阪における機械器具工場の地域的展開」『愛知県立大学文字文化

- 財研究所年報』3、pp. (1)~(33)
- (2017)「同業組合設立文書にみる明治後期大阪の金属系工業の地域的展開」『愛知県立大学日本文化学部論集』8、pp. 49-71
- (2019a)「尾西地方における織物工業地域の近代化と織物工場主」『愛知県立大学日本文化学部論集』10、pp. 1-23
- (2019b)「近代期尾西地方の織物工場と織物工場主の特性—中島郡起町三條・奥町・葉栗郡黒田町を事例として—」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』20 (日本文化専攻編10)、pp. 1-22
- (2022)「近代期大阪市における金属品加工業者の展開—鉄力細工商組合文書の分析から—」岡山大学創立70周年記念地理学論文集編集委員会編『地域と生活Ⅲ (岡山大学創立70周年記念地理学論文集)』、岡山大学出版会、pp. 185-196
- 西山卯三 (1997)『安治川物語』、日本経済評論社
- 藤田貞一郎 (1995)『近代日本同業組合史論』、清文堂出版
- 松田学土 (2000)「明治期における大阪の鋳物組合」『大阪大学経済学』50-2・3、pp. 46-67
- (2002)「明治期に行ける大阪機械鋳物業の形成」『社会経済史学』67-5、pp. 25-46
- 和田助一編 (1914)『日本百工場』、工業之日本社